



令和七年三月下旬又は同年四月上旬  
応募資格

- 1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満（三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者）の者
- 2 この試験を受けられない者
  - (1) 日本国籍を有しない者
  - (2) 自衛隊法第三十八条第一項の規定により自衛隊員となることができない者
  - (3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

六 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課  
 （福島市花園町五番地四十六号 福島第二地方合同庁舎二階）  
 電話〇二四一五三一―二三五一

（災害対策課）

福島県告示第三百八十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和六年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。

令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

令和六年七月一日（月）から同年九月三日（火）まで

二 採用の区分

一般曹候補生

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験種目	筆記試験（国語、数学、英語及び作文）、適性検査	試験期日	令和六年九月四日（土）から同月二日（日）までの間の指定する一日
------	-------------------------	------	---------------------------------

2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）

試験種目	口述試験、身体検査	試験期日	令和六年一〇月二日（土）から同月二
------	-----------	------	-------------------

七日（日）までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名	称	位	置
WEB試験			自衛隊福島地方協力本部が指定する場所

2 第二次試験

名	称	位	置
陸上自衛隊福島駐屯地			福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地			郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

令和七年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

- 1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満（三十二歳の者は採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者）の者
- 2 この試験を受けられない者
  - (1) 日本国籍を有しない者
  - (2) 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項の規定により自衛隊員となることができない者
  - (3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

七 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課  
 （福島市花園町五番地四十六号 福島第二地方合同庁舎二階）  
 電話〇二四一五三一―二三五一

（災害対策課）

福島県告示第三百八十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和六年四月一日次のとおり委託した。

令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 二 福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 三 受託者の名称及び所在地
- 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地
- 三 収納の事務を委託する期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
(児童家庭課)

福島県告示第三百八十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和六管理年度(令和六年七月一日から令和七年六月三十日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 知事管理区分 福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量

(水産課)

福島県告示第三百八十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まだら本州太平洋北部系群に関する令和六管理年度(令和六年七月一日から令和七年六月三十日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 知事管理区分 福島県まだら本州太平洋北部系群漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(六、〇六〇トンの内数)の全量

(水産課)

福島県告示第三百八十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和六年六月二十八日変更した。  
この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第三百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南相馬市原町区金沢字浦一九四の五、一九四の六、一九五の三、一九五の四、一九九の一、二〇〇の二、二〇四の三、二〇五の三、二〇五の四、二〇六の一、二〇六の三、二〇七、二二三、二五七の二、二五八の二、二五九の二、二六〇の二、二六一の二、二六二の二、二六五の二、二七九の二、二八一の二、二八二の二、二八八から二九五まで、字船沢一五六から一六二まで、原町区北泉字地藏堂四八六の八、四八七の三、五六六の一、字脇六五〇の三、八〇六から八一五まで
- 二 指定の目的  
潮害の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字三ツ井字瀧沢丙七一五、丙七二三
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
 準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡下郷町大字小沼崎字平石上ノ平乙二三四の一、乙二三四の二  
 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
 準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡下郷町大字湯野上字犬倉山乙一の一、乙一五六五、乙一六〇二  
 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
 準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡下郷町大字大沢字家ノ向一〇八五、一〇八七から一〇九〇まで、一一八  
 八、一一八九、一一九三から一二〇三まで  
 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標

- 準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡下郷町大字大沢字和田向一〇五五、一〇五九、一〇六〇、一〇六七から  
 一〇七〇まで、一〇七一の一、一〇七一の五、一〇八一、一一八〇  
 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
 準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡下郷町大字湯野上字掃川山乙一一三の一、乙一一三の六、乙一一  
 三の七、乙一一三の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、乙一一  
 一三の一・乙一一三の一三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、  
 乙一一三の一四、乙一一三の一六、乙一一三の一七  
 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
 準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡下郷町大字高陸字向山乙二九九四から乙二四〇二まで、乙二四〇三の一、  
 乙二四〇五の一、乙二四〇六の一、乙二四〇七、乙二四〇八の一、乙二四〇九、乙  
 二四一〇、乙二四一一の一、乙二四一二の一、乙二四一三の一、乙二四一四の一、  
 乙二四一五の一、乙二四一六から乙二四二〇まで  
 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡下郷町大字高崎字大桑成乙二七九六の二(国有林)、乙二七九六の一、乙二七九六の四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡下郷町大字南倉沢字赤崩一〇三三の一(次の図に示す部分に限る。)、字観音山一〇三三の三(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字赤崩一〇三三の一
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡下郷町大字南倉沢字観音山一〇三三の三(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。(森林保全課)

福島県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大 字豊洲字寺前一一五五 番一地从先から 同 郡同 町新郷大 字豊洲字天王前一〇五 九番一地从先まで 耶麻郡西会津町新郷大 字豊洲字寺前一一五六 番三地从先から 同 郡同 町新郷大 字豊洲字天王前一〇五 九番一地从先まで	変更前 九・六〇 一七・五	A 九・六〇 一七・五	三六〇・〇
	耶麻郡西会津町新郷大 字豊洲字寺前一一五六 番三地从先から 同 郡同 町新郷大 字豊洲字天王前一〇五 九番一地从先まで	変更後 九・九〇 三三・七	B 九・九〇 四六・九	三六七・七

番二地先から  
同 郡同 町新郷大  
字豊洲字天王前一〇五  
九番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第三百九十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

令和六年六月二十八日

一 指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
県道小野富岡線	田村郡小野町大字小戸神字坪毛七六番一地先から いわき市川前町小白井字将監小屋一〇四番一地先まで
県道土湯温泉線	福島市松川町沼袋字北原八二番地先から 同 市松川町沼袋字北原九〇番一地先まで

二 指定する期日 令和六年七月一日

(道路計画課)

福島県告示第三百九十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが一・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

令和六年六月二十八日

一 指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
県道小野富岡線	田村郡小野町大字小戸神字坪毛七六番一地先から いわき市川前町小白井字将監小屋一〇四番一地先まで

双葉郡富岡町大字上手岡字後田一九番地先から  
同 郡同 町大字小良ヶ浜字市の沢二四番二地先まで

二 指定する期日 令和六年七月一日  
三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り易いようするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十三号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件(令和六年公告第十六号)の別に知事が定める日のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限が令和六年七月三十日までの間に到来するものに係るものについては、石川県(七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に限る。)に住所又は主たる事務所若しくは事業所等を有する納税義務者に係る自動車税の種別割を除き、令和六年七月三十一日とする。

令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄  
(税務課)

## 公告第百二十四号

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四十七条第二項及び第三項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。  
令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 聴聞の期日

令和六年七月五日（金） 午後一時三十分

二 聴聞の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎西三三一会議室

三 聴聞の内容

令和五年五月十八日午前四時四十九分頃から同月十九日午前九時十一分頃までの間、固定式刺し網漁業を営む上で、制限措置で定めた操業区域外である小名浜港内（小名浜港第二西防波堤東灯台から真方位二百九度百十六メートル付近海域）で同漁業を営み、かつ、同漁業の許可に付された使用する漁具の制限又は条件に違反して同漁業を営んだ船舶につき、当該船舶により漁業を営む者に対し規則第四十七条第一項の規定により当該船舶の停泊を命ずることについて

（水産課）

## 福島県教育委員会教育長

## 福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
令和六年六月二十八日

福島県立美術館長 高橋英子

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 株式会社東北装美

2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三

三 収納の事務を委託する期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

（総務課）

## 福島県公安委員会

## 福島県公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。  
令和6年6月28日

福島県公安委員会委員長 江尻陽子

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地  
名称 株式会社県南自動車学校  
住所 福島県白河市東釜子字古峯内98番地  
代表者の氏名 穂積功  
施設の名称 県南自動車学校  
施設の所在地 福島県白河市東釜子字古峯内98番地
- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称  
運転免許取得者等教育の認定に關する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 3 認定年月日  
令和6年6月20日

（運転免許課）

## 福島県公安委員会告示第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。  
令和6年6月28日

福島県公安委員会委員長 江尻陽子

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地  
名称 株式会社県南自動車学校  
住所 福島県白河市東釜子字古峯内98番地

- 代表者の氏名 穂積 功  
 施設の名称 県南自動車学校  
 施設の所在地 福島県白河市東釜子字古峯内98番地
- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
- (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日  
 令和6年6月20日
- （運転免許課）

**福島県公安委員会告示第63号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和6年6月28日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川 ドライビングス クール	代表者の氏名	笹川 達雄	笹川 信也

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第64号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等教育を行う者から、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和6年6月28日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

届出に係る運転免許取得者等教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川 ドライビングス クール	代表者の氏名	笹川 達雄	笹川 信也

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第65号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等検査を行う者から、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和6年6月28日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

届出に係る運転免許取得者等検査の認定を受けた者の名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川 ドライビングス	代表者の氏名	笹川 達雄	笹川 信也

ク ー ル			
-------	--	--	--

( 運 転 免 許 課 )